

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年東大阪市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項の表に次のように加える。

東大阪市上下水道局建設工 事技術審議会	建設工事における周辺環境の保全に資する対策、工法 等に係る高度に専門的な技術についての審議に関する 事務
------------------------	--

第 4 条第 5 項中「東大阪市上下水道局プロポーザル方式等事業者選定委員会」の次に
「及び東大阪市上下水道局建設工事技術審議会」を加え、「審査する」を「審査し、又は
審議する」に改め、「で審査」の次に「又は審議」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。